

平成27年度高齢社会対策実態調査に係る業務委託に関する受託事業者に関する仕様書

1 基本事項

本書は、高齢社会実態調査に係る業務委託に関する仕様書である。

2 目的

本調査は、高齢者の就労・所得、保健・医療、住宅・住環境、社会参加、福祉等、広範囲にわたる高齢者の生活実態と意識を明らかにし、今後の高齢社会対策を推進するための基礎資料とすることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から平成28年3月31日までとする。

4 業務概要

(1) 技術提案

本委託業務は、平成27年度での実施を予定している。技術提案に当たっては、高齢者生活実態と意識を明らかにし、今後の高齢社会対策を推進するために必要となる本市調査項目に対する提案や、特に付帯調査として実施予定である高齢者の「見守り」「住まい」に関する実態把握等の新たな提案について積極的に要請する。

(2) 業務委託内容

ア 本市との連携による調査に係る調査票の検討及び作成（本体調査）

イ 調査票の発送に係る業務等（本体調査）

（ア）調査票の作成，印刷

（イ）送付用封筒の印刷，宛名シールの貼付

（ウ）返信用封筒の印刷

（エ）調査票等の封書詰め，発送

（オ）督促等の実施（督促ハガキの印刷，発送等）

ウ 調査票の回収作業及びデータ入力（本体調査・付帯調査）

エ 調査結果の単純集計及びクロス集計（本体調査・付帯調査）

オ 集計ソフトの作成及び提出（本体調査・付帯調査）

カ 調査報告書の原稿作成及び提出（本体調査・付帯調査）

キ 調査に係る検討会に対する資料の作成等の運営支援，出席等（本体調査・付帯調査）

ク 本市職員との打ち合わせ等（適宜）

5 調査項目等

(1) 本体調査

ア 継続項目

基本属性，健康状態，就労・収入，近隣関係，住まい，困り事，社会参加等に関する意識等

イ 新規項目

介護予防，見守り，在宅医療等に関する意識等

(2) 付帯調査

ア 見守り関係

会話の頻度・相手，訪問を受ける頻度・相手，外出の頻度・行先)

イ 住まい関係

住まいの現状（築年数，居住期間，所有関係，コスト，広さ等），住まい・環境の満足度

ウ 見守る側の方への調査

老人福祉員，民生委員，学区社協等，対象学区の一人暮らし高齢者を見守る活動をされている方を対象として，学識経験者及び保健福祉局職員等によるインタビュー調査を実施

※ 調査内容に関する現時点の案については，長寿福祉課において閲覧入手することが可能である。

6 本事業業務委託に係る納品物

(1) 本市との連携による調査に係る調査票の検討及び作成（本体調査）

(2) 対象者への調査票の発送に係る業務（本体調査）

ア 調査票の作成，印刷

イ 送付用封筒の印刷，宛名シールの貼付

ウ 返信用封筒の印刷

エ 調査票等の封書詰め，発送

オ 督促等の実施（督促ハガキの印刷，発送等）

(3) 調査票の回収及びデータ入力（本体調査・付帯調査）

(4) 調査結果の単純集計及びクロス集計（本体調査・付帯調査）

(5) 集計ソフトの作成及び提出（本体調査・付帯調査）

(6) 調査報告書の原稿作成及び提（本体調査・付帯調査）

ア 調査報告書 10部

イ データ（CD等1部）

(7) 検討会へ提出する資料作成及び運営支援等（本体調査・付帯調査）

7 留意事項

(1) 実施体制の確保

受託者は、履行期限内に円滑に事務が進められるよう、十分な体制で臨むこと。
また、計画的な事務の推進のため、工程表を作成し、本市の確認を受けること。

(2) 権利の帰属

本業務の実施により得られた成果物は、本市に帰属する。

(3) 関係機関との連携

受託者は、本市及び関係機関の意見を研修等に反映させること。
また、よりよい事業となるよう積極的に関与・事業提案を行うこと。

(4) 再委託等の禁止

受託者は委託者の承認を得なければ、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継させてはならない。

(5) その他

本業務を履行するに当たり、本仕様書に記載されていない事項、又は業務遂行上で疑義が生じた場合は、受託者と本市とで協議を行うこととする。